

定期監査の結果に関する報告について（平成30年度第2回）

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和元年6月26日

四街道市監査委員	勝	山	信
同	井戸川	員	三
同	高橋	絹	子

平成 30 年 度

監 査 報 告 書

(第 2 回)

定 期 監 査

環 境 經 濟 部

都 市 部

教 育 委 員 会 教 育 部

農 業 委 員 会 事 務 局

四街道市監査委員

1 監査の範囲

平成30年4月1日から平成30年10月31日までに執行された財務に関する事務の執行等

2 監査の対象

- (1) 環境経済部、都市部、教育委員会教育部の各課及び出先機関
- (2) 農業委員会事務局

3 監査の実施期間

平成30年12月3日から平成31年1月29日

4 監査の方法

監査に当たっては、主に予算の執行状況及び財産の管理状況について、事前提出を求めた資料及び提示のあった関係書類を審査するほか、質問事項等により関係職員から事情を聴取した。

5 監査の結果

財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認められた。

全体的検討事項

1 時間外勤務の縮減について

時間外勤務の縮減については、これまで職員の健康保持及び公務能率の向上の観点から各種取り組みを実施している。時間外勤務の状況について聴取を行ったところ、改善が認められる部署がある一方で、平成30年8月1日付け人号外総務部長通知「時間外勤務の縮減等について（通知）」で示された上限を超えているケースや特定の職員への偏りが見受けられた。

各所属長は、職員の心身の健康に十分配慮し、業務の繁閑に応じた勤務体制の強化や事務配分の適正化に努めるとともに、確実な時間外勤務の縮減に取り組まれない。

2 備品台帳の整備状況について

備品は、市の財産であり、市民への説明責任を果たしていくため、その価格を正確に把握することは重要である。

各課において、備品台帳の様式に相違が見られるが、統一することが望ましい。

3 納品書の検収者について

消耗品等の購買取引について、内部統制上、検収者は発注者と同一人であることは好ましくないため第三者が検収することが望ましい。

個別的検討事項

1 指導課・・・学校給食費・賄材料費に係る学校長の決裁について

学校給食費・賄材料費は、食材の発注から納品検収までは栄養士が実施し、学校から指導課へ提出する食材発注状況報告書・食材費請求書送付票は学校長が決裁しているが、予算は学校には配当されていないため責任の所在について検討されたい。